

医療機能情報提供制度に係る令和7年度定期報告の御案内

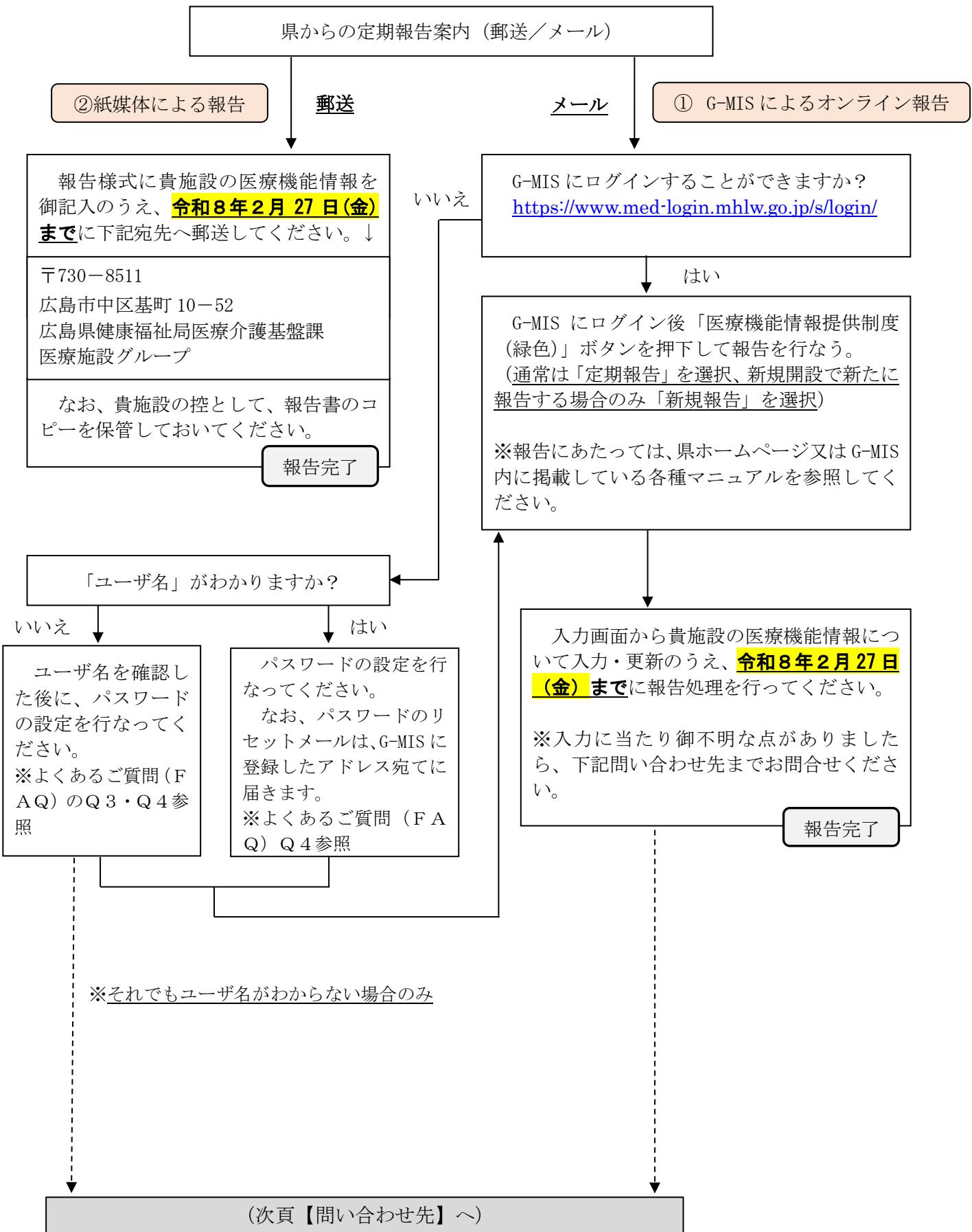
県民・患者による医療機関の適切な選択を支援するため、医療法第6条の3の規定に基づき、令和7年度の定期報告を実施しますので、必ず期限までに報告いただくようお願いします。

例年、システム操作や報告内容等について県への多数の問い合わせがありますが、まずは、報告に必要なマニュアルや、よくあるご質問（FAQ）等を必ず確認いただくよう、御協力の程よろしくお願ひします。

また、G-MISのアカウント発行・ログイン、動作環境等に係る事項については、令和7年11月より開設された「G-MISコールセンター（050-3355-8230）」へお問い合わせください。

報告対象施設	病院、診療所、歯科診療所、助産所
報告内容	当該施設の有する医療機能に関する情報 (基本情報、診療内容、提供サービス、医療の実績・結果 等)
報告基準日	<u>令和8年1月1日</u> (実績件数は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの件数)
報告期間	<u>令和8年1月5日（月）～令和8年2月27日（金）</u>
報告方法	<p>下記のいずれかの方法により報告してください。</p> <p>① インターネットで厚生労働省のG-MISに接続してオンラインで報告 https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login/ ※ 前回の入力情報が利用できるため、報告書記入の手間が省けます。 ※ 関係法令の改正、通知等の各種関連情報を、登録いただいたメールアドレスへお知らせします。</p> <p>② 報告書に記入して広島県医療介護基盤課へ郵送で提出 ※ 紙報告の対象施設は、別途郵送にて案内します。 ※ 原則は①のオンラインでの報告となります。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none">G-MISでオンライン報告する場合は、事前に国から付与されているG-MISアカウントを使用してください。 なお、<u>各医療機関のアカウント情報については、令和7年1月9日付で、封書（A4圧着）にて郵送しておりますので、そちらをご確認ください。</u> それでも不明な場合は、「G-MISコールセンター（050-3355-8230）」にお問い合わせください。今年度より、「かかりつけ医機能報告制度」が開始されます。 報告対象医療機関は、「医療機能情報提供制度」と「かかりつけ医機能報告制度」でそれぞれ報告を行う必要がありますが、<u>「かかりつけ医機能報告制度」の報告を先に実施してください。</u><u>現在、令和6年度定期報告が未報告の施設は、システムの仕様上、医療情報ネットに情報が公開されていません。令和7年度報告を実施することで情報が公開されますので、必ず報告してください。</u>

==医療機能情報提供制度に係る報告手続きフローチャート==



お問合せの前に、まずは「よくあるご質問」や「マニュアル」等を確認してください。

ログイン等に関する問合せ先

【G-MIS コールセンター】

TEL : 050-3355-8230

MAIL : helpdesk@gmis.mhlw.go.jp

※ 厚生労働省が開設した相談窓口です。問合せは、原則メールでお願いします。

ユーザ名の問い合わせの際は、本人確認のため【施設名】【住所】【連絡先】【担当者名】をメール本文に記載のうえ、G-MIS 登録アドレスからメールにてお問合せください。

報告内容に関する問合せ先

※ 問合せは、原則メールでお願いします。

※ 問合せが集中し、即時に対応できない場合があります。御了承ください。

施設の所在地	保健所担当部署名	電子メールアドレス・電話番号
広島市	広島県医療介護基盤課 医療施設グループ	imuchousa@pref.hiroshima.jp (082) 513-3056 (ダイヤルイン)
大竹市、廿日市市	西部保健所 厚生課	f_jwkousei@pref.hiroshima.lg.jp (0829) 32-1181 (内線 2332)
安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町	西部保健所広島支所 厚生課	f_jwhkousei@pref.hiroshima.lg.jp (082) 228-2111 (内線 5514)
吳市、江田島市	西部保健所呉支所 厚生保健課	f_jwkkousei@pref.hiroshima.lg.jp (0823) 22-5400 (内線 2312)
竹原市、東広島市、大崎上島町	西部東保健所 厚生課	f_jwekousei@pref.hiroshima.lg.jp (082) 422-6911 (内線 2322)
三原市、尾道市、世羅町	東部保健所 厚生課	f_jekousei@pref.hiroshima.lg.jp (0848) 25-2011 (内線 2322)
福山市、府中市、神石高原町	東部保健所福山支所 厚生課	f_jefkousei@pref.hiroshima.lg.jp (084) 921-1311 (内線 2322)
三次市、庄原市	北部保健所 厚生課	f_jnkousei@pref.hiroshima.lg.jp (0824) 63-5181 (内線 3315)

【お知らせ】

医療機関は、自施設の医療機能情報を県に報告するとともに、当該事項を記載した書面を、当該施設において閲覧できるようにしておく必要があります。(医療法第6条の3第1項)

G-MIS では、報告後に自ら入力した最新の報告内容を印刷する機能は具備されておりませんが、最新の報告が公表されたのち、医療情報ネットにて最新の報告内容を印刷することができます。(報告後、県の確認が完了した時点で公開されます。)

(印刷手順) ※詳細は「よくあるご質問 (FAQ Q14) 参照」

1. 医療情報ネット関係者向けメニューにログイン
2. 「医療機関情報検索」をクリックし検索を実行
3. 目的の医療機関を検索し、検索結果一覧から医療機関をクリック
4. 「医療機関情報詳細画面」にて「印刷プレビュー」ボタンを押下
5. 全項目をまとめた画面が表示されるので、ブラウザの印刷機能にて印刷を行う